

愛知県立学校事務職員協会功労者表彰に関する内規

第1条 愛知県立学校事務職員協会（以下「本会」という。）の充実・発展に功労のあった本会会員を理事会の議決により表彰する。

第2条 被表彰者は次の各号のいずれかに該当することを要する。

- (1) 本会県研究大会において研究発表し功績顕著な者またはグループ
- (2) 本会県理事又は委員として通算5年以上で功績顕著な者又はこれに準ずる者
- (3) 本会会長の任にあった者
- (4) その他学校事務に関する研究活動を推進し功績顕著な者またはグループ

第3条 被表彰者には感謝状並びに記念品を贈呈する。

第4条 本内規の改正は理事会の議決による。

附 則

内規の施行において次の事項に留意する。

- 1 被表彰者は翌年度の総会において表彰する。ただし、第2条(2)(3)は退任年度の翌年度とする。
- 2 愛知県立学校事務長会と愛知県立高等学校事務研究会の統合にあたり、平成24年度末にそれぞれの表彰基準を満たす者又はグループについては、それぞれの内規に相応する表彰時期に表彰する。ただし、事務長会内規に定める「退職時に表彰する」については「退任年度の翌年度の総会時に表彰する」とみなす。
- 3 本会は平成24年度以前の期間を通算しないが、第2条(2)に規定する「準ずる者」の選考にあたっては考慮する。

附 則

- 4 この内規は設立総会の日（平成25年5月24日）から施行し平成25年4月1日より適用する。
- 5 この内規第2条(2)(3)は平成31年4月1日から改正し、適用する。